

予算特別委員会

令和5年9月13日

葛城市議会

予 算 特 別 委 員 会

1. 開会及び閉会 令和5年9月13日(水) 午前9時30分 開会
午後0時09分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	川 村 優 子
副委員長	杉 本 訓 規
委 員	西 川 善 浩
〃	坂 本 剛 司
〃	吉 村 始
〃	奥 本 佳 史
〃	谷 原 一 安
〃	下 村 正 樹

欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員

議 長	梨 本 洪 珪
議 員	横 井 晶 行
〃	柴 田 三 乃
〃	松 林 謙 司
〃	増 田 順 弘

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市 長	阿 古 和 彦
副 市 長	東 錦 也
教 育 長	椿 本 剛 也
企画部長	高 垣 倫 浩
企画政策課長	勝 眞 由 美
総務部長	林 本 裕 明
生活安全課長	西 川 雅 大
財務部長	米 田 匡 勝
財政課長	内 蔵 清
税務課長	高 松 和 弘
市民生活部長	前 村 芳 安
保険課長	増 井 朋 子

環境課長	西川勝也
保健福祉部長	森井敏英
介護保険課長	田中美菜
地域包括支援課長	西川賢
健康増進課長	松本育子
こども未来創造部長	中井智恵
こども未来課長	西川修
産業観光部長	植田和明
農林課長	吉田賢二
商工観光プロモーション課長	竹内和代
教育部長	井上理恵
教育総務課長	葛本康彦
学校教育課長	西川直孝
上下水道部長	井邑陽一
水道課長	福森伸好

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	板橋行則
書記	新澤明子
〃	神橋秀幸
〃	岸田聖士

7. 付議事件（付託議案の審査）

- 議第66号 令和5年度葛城市一般会計補正予算（第5号）の議決について
- 議第67号 令和5年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 議第68号 令和5年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 議第69号 令和5年度葛城市水道事業会計補正予算（第1号）の議決について

開 会 午前9時30分

川村委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会を開会いたします。

皆様、おはようございます。今日はよいお天気になりまして、朝夕が本当に涼しくなってきました。夜になると虫の声も聞こえ、秋が近づいてきたなということを感じる今日この頃でございますが、昨日より新内閣発足に向けての人事が着々と固まってまいりました。本日、夜には新内閣発足ということに正式になろうかというふうに思います。今回、予算特別委員会に上程されております物価高騰に係るいろいろな議案につきましても、新しい政府に対してもいろいろとご努力をいただかないといけないというふうに思っております。委員の皆様は、葛城市における葛城市民のこれからの生活安定のために、今日は慎重審議をしていただきますようよろしくお願い申し上げます。

委員外議員のご紹介をさせていただきます。増田議員、松林議員、柴田議員、横井議員。

発言される場合は、必ず挙手をいただきまして、こちらから指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、必ずマイクを近づけてからご発言されるようお願いいたします。

葛城市議会でのマスクの着用については個人の意思に委ねられております。葛城市議会でのマスクを着用したままの発言についても認めておりますので、ご承知おきください。また、会議出席者のタブレット端末などの情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

委員会の会議進行につきましては、適宜休憩を取りながら、理事者側の出席職員につきましても、あまり人数が多くなならないように順次入替えを行いながら進めてまいりたいと思っております。委員各位にもご協力よろしくお願い申し上げます。

また、発言につきましては簡単明瞭にいただきまして、会議時間の短縮にご協力いただきますようお願いいたします。

ここで、予算特別委員会の開会に当たり、事前に進行及び審査方法などについて確認をいたしたいと思っております。まず、審査の順につきましては、お手元に配付の予算特別委員会次第に記載の順番に1議案ごとに上程し、採決まで行います。

一般会計補正予算の審査方法についてでございますが、今回の補正予算の範囲は、歳出で9款まででございます。提案説明については、一般会計補正予算の歳出歳入を一括で説明を受けます。そして、質疑については、まず歳出の2款と、その歳出に関連する歳入の部分についての質疑を行います。そして、2款の質疑終了後に理事者側の職員の入替えを行いまして、歳出の3款、4款と、その歳出に関連する歳入の部分、歳入の20款3項4目過年度収入（介護保険課、子育て支援課分）及び磐城認定こども園給食調理・配送等業務委託についての債務負担行為補正の部分についての質疑を行います。

3款、4款の質疑が終了いたしましたら、理事者側の職員の入替えを行い、歳出の9款と、その歳出に関連する歳入の部分及び英語教育講師派遣業務委託と学校施設LED化ESCO事業委託についての債務負担行為補正の部分について質疑を行います。

そして、歳出の9款までの質疑終了後に、一般会計補正予算の質疑を終結し、議員間討議、討論、採決を行います。

特別会計補正予算につきましては、これまでと同様に1議案ごとに歳出歳入一括で説明を受けまして、質疑を行い、議員間討議、討論、採決を行います。なお、水道事業会計補正予算につきましては、収入、支出の順番で説明を受けますので、ご了承願います。

これまでのことについて何か、委員の皆様、ご意見等はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 ないようであれば、そのように委員会運営を行うこととさせていただきます。

それでは、議第66号、令和5年度葛城市一般会計補正予算(第5号)の議決についてを議題といたします。

本案につき提案者の内容説明を求めます。

米田財務部長。

米田財務部長 皆さん、おはようございます。財務部の米田でございます。どうぞよろしくお願いたします。

上程となっております議第66号、令和5年度葛城市一般会計補正予算(第5号)について、簡潔にご説明を申し上げます。

まず初めに、補正予算書の1ページをご覧いただきたいと思います。

第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,676万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ183億1,734万4,000円とするものがございます。また、第2条では債務負担行為の補正でございます。

補正予算書の4ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為補正で追加と変更がございます。まずは追加でございます。磐城認定こども園給食調理・配送等業務委託で、期間が令和6年度から令和8年度、限度額は7,200万円でございます。次に、英語教育講師派遣業務委託で、期間が令和6年度から令和10年度、限度額は1億1,302万5,000円でございます。

続いて、変更でございます。学校施設LED化ESCO事業委託におきまして、こちらは期間を短縮し、限度額を減額する補正でございます。

それでは、事項別明細書の6ページをお願いいたします。

歳出よりご説明をさせていただきます。2款総務費、1項7目交通安全対策費で、補正額は100万円でございます。交通安全対策助成事業で、自転車用ヘルメット購入補助金でございます。13目地方創生臨時交付金事業費で、補正額は1億2,986万9,000円で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した保育施設等補助事業ほか、市内消費活性化事業におきまして、市民全員に3,000円の地域振興券を配付するものがございます。

続いて、2項2目賦課徴収費で、補正額は814万円でございます。賦課管理事業で森林環境税等に係る市税システム改修委託料でございます。

7ページをお願いいたします。3款民生費、1項1目社会福祉総務費で補正額は266万2,000円、それから6目の介護保険料助成費で、補正額は329万3,000円でございます。こちらは法改正に伴うシステム改修や国庫補助金等の精算に伴う繰出金の追加となっております。

す。

次に、2項3目保育所費で、補正額は79万2,000円でございます。市立保育所運営事業におきまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、給食費公定価格との差額相当分の給食材料費を増額するものでございます。

続いて、7ページの下段から8ページの上段にかけてをお願いいたします。4款衛生費、1項8目環境衛生費で、補正額は1,000万円の減額でございます。環境衛生事業で地域再エネ導入計画策定支援業務におきまして、令和4年度に事業採択を受けたことから、令和5年度の事業委託料を減額するものでございます。9款災害復旧費、3項1目その他公共施設災害復旧費で、補正額は195万8,000円でございます。観光施設災害復旧事業で二上山登山道修繕に係る工事請負費でございます。

続きまして、歳入、事項別明細書の5ページをお願いいたします。

14款国庫支出金でございます。2項1目総務費国庫補助金で、補正額は1億1,432万8,000円で、うち、地方創生臨時交付金では1億1,322万8,000円でございます。同じく3目衛生費国庫補助金で、補正額は750万円の減額でございます。

続いて、15款県支出金でございます。2項2目民生費県補助金で、補正額は325万7,000円でございます。奈良県子ども医療費助成事業補助金交付要綱の改正に伴い、県の補助対象枠が拡大されたことによるものでございます。

以上で一般会計補正予算（第5号）についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

川村委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入りますが、冒頭で説明させていただきましたとおり、まず歳出の2款とその歳出に関連する歳入の部分についての質疑を行います。質疑はありませんか。

吉村委員。

吉村委員 おはようございます。本日もどうぞよろしくお願いをいたします。

では、私のほうからは、2点お伺いをいたします。

まず、6ページなのですが、2款総務費、1項総務管理費、7目交通安全対策費の自転車用ヘルメット購入補助金、予算金額100万円についてまずお伺いをいたします。今年の4月1日から、道路交通法が改正されまして、それまで13歳未満の幼児や児童のいる保護者に対して努力義務であったヘルメットが、これが全員にというふうにヘルメットの着用が努力義務化されたと思うんですが、これに伴う事業だというふうに拝察するものですが、ちなみに今年度の当初から特殊詐欺対応電話機に補助金が出ておりまして、これは高齢者が対象なのですが、こちらについては全員が対象であろうと思いますけれども、まずこの事業の概要と、特にそうであったとしても、一番この層に力を注ぎたいなというふうに思っている対象者、対象の層があれば、お答えを願いたいと思います。これが1つ目であります。

2つ目、同じく2款総務費の1項総務管理費、それから13目地方創生臨時交付金事業費の保育施設等補助事業というやつ、これにつきまして、これは国の補助金が100%の事業だと思っておりますけれども、この事業の概要をお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

川村委員長 西川生活安全課長。

西川生活安全課長 おはようございます。生活安全課、西川でございます。

ただいまの吉村委員のお問いでございます。私のほうから、自転車用ヘルメット購入の補助金というところの概要とまず対象者、そういったお問いだと思えます。

まず、概要でございますけれども、こちら、委員おっしゃいましたとおり、令和5年4月1日より、道路交通法の改正によりまして自転車乗車用ヘルメットの着用が努力義務化をされましたことを受けまして、葛城市での自転車に関わる交通事故の被害の軽減、そしてヘルメット着用率の向上を目指すということを目的といたしまして、新たに葛城市民全員を対象に自転車用ヘルメットの購入に対する補助を行うものとなっております。

ただいま申し上げましたように、対象者につきましては、他の自治体、これは県内、全国的にもそうなんですけれども、高校生とか中学生、小学生、また65歳以上の高齢者というところで対象者を絞っておられるところがございますけれども、葛城市におきましては、やはり市民全体の安心・安全を考えた上での制度というところを考えまして、対象者の年齢制限のほうにつきましては設けておりません。

以上でございます。

川村委員長 概要はその程度でよろしいですか。概要をもうちょっと付け加えられますか。

西川課長。

西川子ども未来課長 申し訳ございません。少し付け加えさせていただきます。今回、100万円の予算のほうを計上させていただいておりますけれども、こちらにつきましては、1件当たりの上限を2,000円と定めさせていただいておりますまして、約500件の申請件数を見込んでの、500掛ける2,000円で100万円という形とさせていただいております。

以上でございます。

川村委員長 西川子ども未来課長。

西川子ども未来課長 子ども未来課、西川でございます。おはようございます。よろしく願いいたします。

今、2つ目のご質問をいただきました保育施設等物価高騰対策補助金について、事業の概要を申し上げます。物価高騰により、4月に子ども家庭庁から示された令和5年度の給食費に係る公定価格の副食費相当単価が4,700円となりました。市内民間保育園が定める単価4,500円と200円の差額が生じたため、地方創生臨時交付金を活用し、給食の質を維持し、保護者の負担軽減を図るため、その差額分を市内の民間保育事業者に補助する内容となっております。

市内の民間保育事業者におきましては、令和元年10月から3歳以上の保育料の無償化が始まった際に、民間保育園が徴収する副食費の額を葛城市が徴収する公立保育所の副食費の額に合わせた経緯や、公定価格の値上げが国から通知されたのが今年の4月であったことから、民間保育事業者は食材費が高騰する中でも差額負担を保護者にお願いできておらず、4,500円に据え置いている状態となっております。事業者側の負担が日々増えている状況で、民間

保育事業者からは差額分の負担を市に求める声等もあり、このままでは献立変更による給食の質の低下が考えられることから、その差額分を市内の民間保育事業者に補助する補正内容となっております。よろしくお願いいたします。

川村委員長 吉村委員。

吉村委員 対象者については、分かりました。私は特にこのタイミングで補正予算で上げてこられたので、対象とされてる方がいらっしゃるのかなと思ってちょっと伺ったんですが、市民全体が対象であるというふうなお答えでありました。

それで、この窓口につきまして、申請があったときに窓口は生活安全課となると思うんですけども、補助金支給の実務、これ、大変なんじゃないかなと思うんです。特殊詐欺対応電話のときも結構、私、市民の方から、高齢の方だけが対象ですが、問合せがあつたりとかしまして、今回は500件に上るというふうな話でしたので、この辺り実務、それからあと、例えば原課のほうでどういった流れで補助金を出すのかということ、ちょっとこの辺りお答えいただけたらと思います。それが1点ですね。

それから、あと、保育施設等の物価高騰につきまして、概要をよく理解いたしました。今後なんですけども、今、円安とか、それから異常気象、それから国際情勢などの原因はちょっと複雑ですが、物価高騰というの、これはこれから先も落ち着くことはないかなというふうに思うんです。今回は国の補助金を充てたわけなんですけども、これから継続してこのような措置というのは必要になってくるのか、それかあるいは給食費を上げるか、どちらかということになってこようかと思うんですが、この辺りにつきまして、今、市としてはどのようにお考えになってますでしょうか。

川村委員長 西川生活安全課長から答弁お願いいたします。

西川生活安全課長 生活安全課の西川でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの吉村委員からの追加の質問の前に、先ほどの概要につきましてもう少し詳しく、ちょっと内容のほうに薄かったですので、詳しく説明させていただきますと、1人当たり補助2,000円と申しますのは、購入費用の2分の1が対象となりますけれども、上限が2,000円というところがございます。あと、こちらの制度につきましては10月1日のスタートと、施行という形で考えております。そして、ただいまお問いをいただきました申請の流れ、こちらのほうにつきまして、まず説明のほうさせていただきます。

まず、交付の申請書のほうを住民の方から提出をいただきます。そちらのときにヘルメット代金の支払いの確認のできる書類、領収書等がございますけれども、そちらのものと、あとヘルメットの安全基準の確認ができる書類、こちら、保証書であつたり、取扱説明書等の写し、もしくはそういったものがない場合はヘルメット自体にSGマーク等貼られていますので、そういったものが確認できる写真でありますとか、そういった書類もろもろをつけていただくという形になります。こちらの申請書のほうを生活安全課のほうで受理をいたしまして、補助対象者に該当してるのかどうかとか、そういったところのほうを確認させていただきます。そして、決定通知書のほうを送らせていただきます。その後、交付決定を受けられましたら、請求書という形で請求金額とあと振り込み先の口座等を記入いただいた書類を提

出いただくと。そして、うちのほうからそれに基づいて支払いをさせていただくというような流れになっております。

あと、また、件数がかかなり多いのでというようなご心配をいただいておりますけれども、こちらにつきましても、特殊詐欺につきましては、当初予算計上時では30件を見込んでおるといところだったんですけれども、今回はもう500件と、かなり多くの申請者がお見えになれるというところをうちのほうも見込んでおりますので、これにつきましては、生活安全課、誰が窓口に出てもすぐに対応できるよう課内に周知いたしまして、対応させていただきたいと考えております。

以上でございます。

川村委員長 課内の周知という部分だけですが、市民に対する周知体制、そこも入れたら、言ってもらったほうがいいんじゃないかな。

西川生活安全課長。

西川生活安全課長 申し訳ございません。当然、こちら、10月1日からのスタートというところで、半年しか実質ございません。当然、スタートダッシュが肝腎だと思っておりますので、チラシを作成いたしまして、あらゆる機会を通じて、またホームページ、有線放送等を通じて、市民の皆様にも周知をさせていただいて、より多くの方にご利用いただけるよう努めていきたいと考えております。

以上でございます。

川村委員長 では続いて、西川こども未来課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川です。よろしく願いいたします。

お問いの、今回は国の補助金を充てたがこれからも継続して行うのかというご質問だったと思います。今回の事業につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用することから一般財源の持ち出しはございませんが、次年度以降も続けて継続して公定価格の差額を負担し続けることは難しいのではないかと考えております。葛城市においては、内閣府が示してきた副食費の公定価格に合わせて副食費の価格を設定してきた経緯を踏まえ、物価高騰に見合った受益者負担についても考慮しながら、今後の価格については研究してまいりたいと考えております。

以上です。

川村委員長 吉村委員。

吉村委員 まず、自転車用ヘルメットの補助につきましては、今し方も課長がいろいろと周知徹底していただくということをお話いただきました。いわゆる特殊詐欺対応電話のときですら私のほうに数件問合せがありましたので、また、これ、対象者がごそっと増えると思いますので、この辺り、先ほどもおっしゃいましたけれども、ぜひ周知、それから流れが意外と市民の方分かりづらかったりとかするかもしれませんので、その辺りの分かりやすい説明等、よろしく願いをしたいと思っております。

それから、こちらのほうの給食費の補助のことにつきましては承知をいたしました。市のほうの考え方、分かりました。それで、その上で一応ちょっと研究のお願いだけをしておき

たいなと思うんですが、ほかの自治体で給食費の無償化に踏み切られたところも出てきております。増えてきております。無償化につきましては、過去に予算特別委員会で委員が発言されてた記憶もございます。行政におかれましても、今も研究はされてると思いますが、引き続きまた研究のほうをしていただけたらありがたいなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

川村委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 ヘルメットの件でちょっとお聞きしたいんですけども、今、これ、補正で出てきた。これ、やっていただくのはいいんですけども、国のほうから4月からはヘルメットということで、もうまちなかでは結構ヘルメットをかぶっておられる方が多いんですよ。ほんで、単費でやられるということなので、葛城市独自の施策と思うんですけども、これ、4月で買われた方々で領収書も全部ないという方はもう駄目なんですかね、もちろんね。ということは、今から買う人だけが対象なんか、4月1日に買ってその領収書とかを持っておられる方も対象なのか、その辺ちょっとお聞かせ願えますか。

川村委員長 西川生活安全課長。

西川生活安全課長 生活安全課の西川でございます。

ただいまのお問いでございますけれども、対象者につきましては、10月1日以降にヘルメットを購入された方のみ対象とさせていただきます。ですので、令和5年4月1日以前に購入された方につきましては、申し訳ございませんけれども、今回は対象外とさせていただきます。

以上でございます。

(「4月1日からだったらいけるんですか」の声あり)

川村委員長 もう一回、言うといってください。

西川生活安全課長。

西川生活安全課長 申し訳ございません。10月1日より前に購入された方につきましては、対象にならないということにさせていただきます。

川村委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 この令和5年4月1日からこういう動きがあるというのは多分理事者側はもう分かっておられると思うんです。ほんで今、4月1日からなって、ほんまに僕はお年寄りの方とかでもヘルメットを買われてる方が増えたなと思ったんです。ほんで、これ、何かのタイミングで補助とかがあったら、話は分からんでもないんですけども、これ、単費で来てるわけじゃないですか。これ、何で補正で上がってくるのかな、もっと前もってできたんじゃないかなってすごい思うんです。これ、10月1日の方、今から買おうと思ってる方々はいいと思うんですけども、国のあれに準じて4月1日からヘルメットを買われてる方々は何か対象外。せっかくやるんやったら、当初予算の考え方といいますか、補正の考え方に今なると、単費で補正が上がってくるってちょっとどうも、僕、引っかかって、もっと前もってできたらみんなよかったのになと思うんですけど、その辺の考え方というか、なぜ当初で、動きがあっ

たと思うんです、国の動きとしては。もう理事者の方なんかもっと前もって分かってたはずやから、どうせやったら、これ、もう先に市の単費でやってしまおうよ。補助金を探してたんだかどうかという、その辺の考え方がちょっと分からないので教えていただきたいです。

川村委員長 西川生活安全課長。

西川生活安全課長 生活安全課の西川でございます。

この今回のヘルメットの努力義務化につきましては、令和4年12月20日に改正道路交通法の関連する政令が閣議決定をされました。そのときから令和5年度の当初予算に盛り込むかどうかというところを理事者側との協議をさせていただいておりましたけれども、今回は努力義務化ということもございましたので、まずは近隣の状況等もうかがいながら、これについては検討していこうというところで、令和5年度の当初予算には計上いたしませんでした。

その後、令和5年6月に高田警察署長から、自転車乗車用のヘルメットの普及促進に向けた取組についてというところで、補助制度の創設や普及促進に係る事業の実施についてのお願いの文書をいただきました。その文書には自転車乗車時のヘルメット着用の重要性や効果などが記載されておりまして、改めて庁内で検討を行い、また他市等近隣の状況も考慮した中で、今回9月補正で、年度途中ではありますがけれども、こういった補助制度をしていくべきというところに結論のほうが出ましたので、今回予算計上をさせていただきました。

そして、当然この対象者につきまして、令和5年4月1日に合わせるのか、もしくはまだ更に遡って、それに合わせて購入された方もおられるというところも議論の中では起こりましたけれども、やはりその方につきましても、結局申請いただくときには領収書とか添付書類のほうが必要になってまいります。ですので、購入されてもそういったものも、そんな知らなかったから処分されたというところも出てまいるかと思っておりますので、その辺の公平感といいますか、その辺も考慮いたしまして、今回10月1日とさせていただいたところでございます。

川村委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 もう言わないですけど、公平感という意味でも、僕は今おっしゃったみたいにせめて6月で上げてきてくれたらなと思ったんですが、そういう事情であれば致し方ない。これ、やっていただくことは全然いいことやと思うんですけども、来年とかに向けて、単費でやられることに関しては、先もってこういうふうに、公平さでいったらもういきなり不公平なような気がするんです。4月1日から買われた方も、もっと前から買われてる方もおられるわけ。4月1日前からの方はしゃあないとしても、その辺の方が公平さというのを見ていただいて、来年度からのそういう考え方というのを取り入れていただきたいなと思います。ただ、今から買われる方に対しては、しっかりと周知も更に頑張ってくださいようお願いしときます。

以上です。

川村委員長 坂本委員。

坂本委員 お願いします。このヘルメットのことに関してなんですけれども、500件を用意すると

ということなんです。私も市役所に来るときに自転車通勤、自転車で来てるわけなんですけれども、駐輪場を見ると、時々ヘルメットを無造作に前の籠に置いてあつたりすることがあります。駅前の駐輪場とかはちょっと見てないのでよく分かんないですけども、ヘルメットを利用した人が無造作に前の籠に置いて、盗難に遭った場合とかあるかと思うんです。その場合、この500件の支給対象者は1人1件なのか。また盗難に遭って、盗難に遭ったらもう一回支給することはできるのか。単純な質問ですけども、どうなのかなと思う気持ちがありまして、ちょっとお聞きします。

川村委員長 西川生活安全課長。

西川生活安全課長 生活安全課、西川でございます。

こちらのヘルメットの補助につきましては、ヘルメット使用者1人につき1回を限度とさせていただきます。ですので、そういった盗難等に遭われて再度ヘルメットを買い直しをされた方につきましては、再度申請をいただくことはできないというところでなっております。

以上でございます。

川村委員長 坂本委員。

坂本委員 ヘルメットが幾らするのか、ちょっと僕はよく分かんないですけど、僕も自転車通勤するので、ヘルメットをしなければいけないなと思ってるところなんですけれども、そういう規定であれば仕方ないと思います。

以上です。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 よろしくお願ひします。6ページの2款総務費、1項総務管理費の13目地方創生臨時交付金事業費の中の説明の欄で事業で申し上げますけれども、市内消費活性化事業、この事業についてお伺ひします。1つは事業目的及びその事業の内容、2つ目はこの財源の内訳、これについてお伺ひします。

川村委員長 竹内商工観光プロモーション課長。

竹内商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課、竹内です。よろしくお願ひいたします。

今回の事業なんですけれども、エネルギー・食料品等の物価高騰の影響を受けた市民や事業者に対して支援するために、市内事業者において使用できるクーポン券を配付し、年末年始の出費がかさむ時期にご使用いただけるようにするものでございます。内容としましては、前回も行ったもっとかつらぎ応援クーポン券事業とほぼ同じような形式で行います。クーポン券は今回は1人3,000円、前回2,000円でしたが、今回は3,000円で、500円券を6枚配付させていただきます。11月1日現在、葛城市民である方の世帯主に引換券の圧着はがきをお送りいたします。引換え期間である12月11日から12月25日、こちら、日にちは若干変更になるかもしれませんが、その期間に市内4か所の引換え場所にて引換えをさせていただきます。クーポン券の使用期間は12月11日から令和6年2月29日までとなっております。

以上でございます。

川村委員長 勝真企画政策課長。

勝真企画政策課長 企画政策課の勝真でございます。私のほうからは財源というところでお答えをさせていただきます。

まず、5ページの歳入のところでございます。14款国庫支出金の中の1目総務費国庫補助金、地方創生臨時交付金、10分の10ということで1億1,322万8,000円、こちらのほうが令和5年度に交付されております地方創生臨時交付金、コロナの対応の分の重点交付金というふうに位置づけられているものでございます。この分を各事業に充てさせていただいておりますけれども、まず歳出のほうの6ページ、今ご質問いただいております地方創生臨時交付金事業費の中の国県支出金1億1,243万6,000円、これをこの説明の中の市内の私立の保育施設等物価高騰対策補助金は84万円、それからもう一つの事業、7ページでございます、民生費のほうの今度は市立保育所運営事業ということで給食材料費、こちらの国県支出金の欄にございます79万2,000円、これが今回コロナ対策交付金というところで充てさせていただける分でございます。

以上でございます。

川村委員長 谷原委員。

谷原委員 1つ、事業内容及び目的のところ、前回のクーポンと同じようなという形だったんですけども、令和4年度のクーポン券の場合に、簡易書留でクーポン券を各家庭に配付されたと思います。今、お伺いすると、これ、圧着はがきで何かクーポン券のやって、市内4か所で期間を決めて引換えを行うということですが、これについてちょっと前回と形態がここでまた変わったかなと。前回と一緒にすかね。第1弾、第2弾とありましたから、第2弾と同じやり方ということですね。第1弾のときは発送したんです。これは令和4年のどの議会か忘れちゃったけれども、執行率が大体95%ぐらいまでいったんかなと思うんですけど、第2弾については、今度の決算でなりますので、執行率がちょっと分からないんですよ。私、これ、執行率、下がるんじゃないかと思うんです。だって、交換しに行けない、なかなか行けない人もいますから。でも、送付であれば確実に簡易書留だったと思いますけど、第1弾。ただ、事務費の件があるので、これがどういう判断だったかということは分かりませんので、そこをどういう判断だったのかということをお伺いします。

併せて、これ、ちょっと財源についてお伺いしましたけれども、支出内訳については分からないでしょうか。これは支出内訳ですね。つまり、事務費、事務手数料、それから印刷費等あると思うんです。この3,000円の方は何人を対象にこれぐらいを見込んで、ほんで、事務費、それから郵送費、はがき代等、あるいは交換の事務手続、これがこの支出内訳ですね。予算がどうなってるのかお伺いします。

川村委員長 要するに、執行見込み、また見込みというか、今回の予算の見込みとしての、そういった答弁でよろしいですね。

谷原委員 もう一回言いますと、順番がちょっと変わりますが、執行の見込みをまずおっしゃっていただいて。

川村委員長 基準にしているものというかね。

谷原委員 だから、内訳というのは、これ、金額が出ていますけれども、1人3,000円。例えばこれは何人分で幾ら、ほんで、あと事務費が幾ら、そういうことで内訳をちょっとお願いしたいのと、それからもう一つは、形態としてこの配付形態についての検討状況はどうだったのか。執行率等含めてどういう議論になったのか、そういうふうな形でやられるということの理由、これをお聞きしたいと思います。

川村委員長 算出基準というか、そういう形でよろしいですね、今回の。何人分ということはそういうこと、そうやね。

商工観光プロモーション、竹内課長。

竹内商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課、竹内でございます。

執行率でございますが、前回、第1回目のかつらぎ応援クーポン券事業の執行率では93.65%ございまして、2回目のもっとかつらぎ応援クーポン券事業のほうは92.81%ございました。ほぼほぼ同じような状況であったかと思っております。今回も同じような形で行うので、93%、94%ぐらいの執行率かと思っております。

(発言する者あり)

竹内商工観光プロモーション課長 100%は目標にはしておりますけれども。

それと、事業費でございます。前回1回目の郵送料に使った費用は543万4,943円ございまして、それ以外の印刷代とか、それから商品券の換金システムとか、それからコールセンターの事業費、そちらが845万4,097円となっております。合わせて1,388万9,040円が事業費となっております。

2回目のほうですけれども、こちら、郵送費が105万1,858円ございまして、それ以外の事業費が1,308万8,966円で、合わせて1,414万824円の事業費となっております。

今回なんですけれども、今回は3万7,800人の方に郵送させていただく予定をしております。クーポン券の金額としては1億1,340万円、郵送費の予定といたしましては101万4,000円、事業費としましては1,459万4,000円、合わせまして事業費1,560万8,000円を予定しておるところでございます。

以上です。

川村委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。よく検討されて、執行率は簡易書留で郵送しても引換えにしてもあまり大きな差はなかったということで、郵送料を軽減というふうな考えだろうと思えます。

少しだけご意見を申し上げときます。私、この件では長く議論をしてきたつもりなんですけど、やはり執行率を上げるということをやっと要望してまいりました。それで他市、他の県内の市町村の中にはこういう事例もありますよということで、執行率を上げるということで努力していただいたわけですが、郵送の方法ということ、引換えの方法というのがありますけど、もう一つ申し上げてきたのは、これ、1枚、例えば500円で1枚、1,000円以上のお買物でしたよね、前回どおりということであれば、今回もかなと思うんですけど。ここは違うんですかね。ここがちょっとなかったの、前回と同じような形でおっしゃったの

でそうかなと思ったんですが、ちょっと違うんだったら、ちょっとここは大事なので。

川村委員長 もう一回答弁をお願いしましょうか。

竹内課長。

竹内商工観光プロモーション課長 竹内です。よろしくお願いします。

1回目の第1弾のかつらぎ応援クーポン券のほうは、1,000円以上のお買物で500円券の商品券1枚を使っただけという限定をさせていただいておりました。それは経済効果を高めるためにということで行った分でございます。それともう一つ、事業所のほうに、券で共通券と限定券とをつけまして、このお店で使ってもらいたいというような限定をさせていただきました。2回目は、2弾目のもっとかつらぎ応援クーポン券のほうは、そちらの条件は全部外しまして開催をしたところでございます。今回は2回目のほうの条件を何もつけないほうの形式で行いたいと考えております。

川村委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。私のほうも理解が不足しておりました。ありがとうございます。

今回は物価高騰ということでもありますので、要は地域社会の消費向上ということであれば、1,000円以上というふうな形でできるだけ消費してもらおうと、コロナ対応でやってこられたんですが、今回は物価対策ということですので、直接そのまま使えるということにしていたいたということ、どうもありがとうございます。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

奥本委員。

奥本委員 6ページの2款総務費、2項徴税费、2目賦課徴収費、12節委託料についてお伺いいたします。今回のこの市税システム改修委託料なんですけど、この中で森林環境税についてお伺いいたします。総務建設常任委員会のほうの委員外議員で最後お話しさせてもらったんですけども、そもそも税の基本というのは、所得に応じて税率が変わるとい、もともとの累進性というのが基本とされてます。それに対して環境、この税については、減免の措置はあるということなんですけども、基本的には1人1,000円徴収すると。要するに、ここで逆進性の問題が出てくるんですよね。そうなったときに、この税の用途というのをやっぱりはっきりさせとかなとあかんと思うんです。

それを基に考えていくと、まず山林のこの問題というのは、要するに所有者が分からなくて荒廃してる。それが災害とかを引き起こす可能性があるというところが一番の問題点なんですよね。この森林環境譲与税、これがどういうふうに活かされるかという、その根拠法が森林経営管理法というのに基づいて運営されていくと思うんですけども、森林経営管理法というのは、そもそもはこれ、手入れの行き届いていない森林について、市町村が森林所有者から経営管理の委託を受けて、林業経営に適した森林をその事業者に再委託する、あるいはそれを公的に管理するという制度なんですけども、そこでやっぱり所有者をはっきりさせないといけないんですよね。

まず1つ目として、所有者の確認、地番の整理はされてますけど、所有者の確認はどこまで進んでいるか、これが1つお聞きしたい。2番目として、これまで森林環境譲与税があり

ましたけども、過去、葛城市に対してこの補助金が交付されていたのか、それがどういうふうに使われていたのかというのが2番目。それから最後、担い手の確保、使途として担い手の確保ってあるんですけども、現在葛城市内で森林関係の仕事に従事されてる方というのはどれくらいいらっしゃるのか。あるいはそれが少ないのであれば、どういうふう確保していくのかということ踏まえて、質問とさせていただきます。

川村委員長 吉田農林課長。

吉田農林課長 農林課、吉田です。よろしくお願いします。

ただいまのご質問で、森林環境譲与税の使途についてでございます。今現在、葛城市としましては、森林経営管理制度に基づく森林地番図の作成、積み木の購入、森林環境教育推進事業として森林学習での啓発、危険木等の伐採に活用をしているところでございます。

今現在の進捗状況でございますが、森林地番図の作成をしております、その後、意向調査等を経て、市町村での森林施業等の計画とかそういうふうな流れで進めておるところでございます、令和4年度でも森林地番図の作成等を実施しているところでございまして、今現在、未調査のところの部分を今後進めていく予定をしております。

現在の状況でございますが、必要な面積で約649ヘクタールが未調査の部分がございます、順次、今の予定では令和8年度まで地番図の調査を進めていく予定をしております。

市内での林業の従事者でございますが、統計では2名ということで上がっております。最近の林業の状況の低迷もありまして、登録者なり、手入れに行かれてるところが減少しているところですが、市外の施業者も探しながら、まずは葛城市内の森林の整備に向けて検討している状況でございます。

以上でございます。

川村委員長 答弁が質問の趣旨とちょっとずれてるように思うんです。まず、地番図の作成で面積を言っていたいたんですが、所有者の確認という部分について、どれほど執行されていったかということについては、直接の答弁はなかったと思うんです。それと先ほどの2名という人は担い手であるのかということ、その内容についてもうちちょっと、ちょっと分かりにくい部分があったという。それから、これまでの補助についてどういうふうに使ってきたかという内容はなかったように思いますけども、ちょっとそこらは整理できますか。

吉田農林課長 申し訳ございません。

川村委員長 では、また答弁をお願いします。

吉田農林課長 そして、森林地番図の作成をした後、意向調査等をしてしながら、所有者の確認、また今後の施業の意思確認をするというところで、今現在のところは地番図の作成の時点ということで、森林所有者の確認業務はまだ進んでないところです。それまでの森林地番図の作成という部分で現在かかっております。

(発言する者あり)

川村委員長 今の答弁の内容は、まだ要するに所有者の確認はできていないというふうにとってよろしいんですか。そういう答弁ですか。

吉田農林課長 森林環境譲与税での確認作業はまだ入れていないという状況でございます。

川村委員長 ちょっと分かりにくかったので。そしたら、その続きで。

吉田農林課長 ただいまの進捗状況を再度説明させていただきますと、森林面積約1,322ヘクタールの中で、地籍調査未実施の面積で747.25ヘクタール、森林地番図作成済み面積が116.84ヘクタールということで、残りの面積が630.41ヘクタールという状況になっております。
以上でございます。

川村委員長 担い手の確保の部分は2名というのは、担い手の部分であったかという答弁があやふやだったのでその確認と、それからこれまでこういったところに補助をしてきたかということについて全く抜けてるんですけど。

吉田農林課長 林業の従事者2名が担い手かというところで、現在は林業の従事のほうは今現在は進んでないところで、担い手ではないという状況でございます。

川村委員長 これまでの森林環境譲与税はどんなふうに使って、これまでもそういったものがあって、それをどういうふうに使ってきたかということをおっしゃられたらいいと思うんですけども。

吉田農林課長 森林環境譲与税の決算額をまず申し上げますと、令和3年度で563万4,000円、令和4年度で746万8,000円です。令和4年度の内訳としまして、地籍調査対象外の山林部の森林整備資料及び森林地番図作成について341万6,000円、危険木撤去や間伐に41万8,000円、積み木購入等で113万3,000円、森林体験学習で102万7,180円ということで、これの合計額は599万4,180円で、それ以外は基金へ積立てという状況になっております。
以上でございます。

川村委員長 奥本委員。

奥本委員 ちょっと質問の仕方が悪かったので、なかなか難しかったんだと思うんですけど、ありがとうございました。

まず、地番図を作成していただいている進捗もお聞きしたんですけども、所有者の確定が進んでいないということなので、本来の森林経営管理法のところからいくと、まだ所有者が分からないところにアクションを起こせないわけなんですよ。

ということは、今回の森林環境譲与税の目的としての森林整備というところまでまだ行き着かないということなんですね。今、一応、使途目的として、地番の調査で340万円ちょっと、それから危険な倒木のところで、これはもう対応できる話で40万円ぐらいということですけども、やっぱり災害を防いでいくというところを葛城市は森林の面積が非常に大きいので、ここのせっかくの森林環境譲与税なので、そこをうまく活用して森林のほうの整備というところにやっぱり切り込んでいかんとあかんと思うんです。そうしないと、せっかくのこの譲与税の意味がありませんので、だから、まず地番図の作成もかなり難しい作業だと思うんですけども、それをやって所有者を確定しないと葛城市はそこに対してアクションを起こすことが全くできないんです。だからこそ、これをまず地番図と同時に所有者の確定も進めないと、進んで初めてこの税金を使えるわけなんですよ。だから、そこをまずやっていただきたい。

先ほど、教育のことで積み木購入とかいろんな体験のほうでやってらっしゃるの、それはそれでいいんですけども、やはり本来の目的で災害の防止という意味もありますので、そこ

の森林のところの整備につながるような地番図の作成、所有者の確定をまず急いでほしい。

それと、従事者が今2名しかいらっしやらないということで、この2名でこんだけ広大なところを多分対応は難しいと思うんです。だから、今後それを進めていく上での人員の確保というのも併せてお願いしときたいと思います。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 質疑がないようですので、歳出2款に関連する部分の質疑を終結いたします。

ここで職員の入替えをいたします。

(理事者入替え)

川村委員長 それでは、次に歳出の3款、4款と、その歳出に関連する歳入の部分、歳入の20款3項4目過年度収入(介護保険課、子育て支援課分)及び磐城認定こども園給食調理・配送等業務委託についての債務負担行為補正の部分についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

吉村委員。

吉村委員 私のほうから2点お伺いをいたします。

まず、7ページの3款民生費なんですけれども、2項児童福祉費、4目認定こども園費の土地借上料についてお伺いをいたします。これ、磐城認定こども園敷地内に建設される給食施設工事に係るものだと拝察するわけなんですけれども、場所とそれからあと期間、借り上げの、その2つをお答えいただけたらと思います。

それから、あと4ページ、磐城認定こども園給食調理・配送等業務委託についてお伺いをいたしますが、どのような業務委託なのか、まず事業概要についてお聞かせ願えたらと思います。

川村委員長 西川こども未来課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川です。よろしくお願いいたします。

まず、1つ目のご質問に関してお答えさせていただきます。磐城認定こども園の敷地に建設される給食施設工事に係る土地借上料でございます。磐城認定こども園の西側の駐車場におきましては、学童保育所への送迎や児童館利用者の駐車場として現在利用しておりますが、このたびの調理室整備に伴い、駐車場の一角に現場事務所等を設けたことにより、若干手狭となっております。駐車場を利用する職員の車両の一部を移動することで、磐城認定こども園西側の駐車場スペースの拡充を図りたいと考えております。借上げ場所につきましては、JAならけん当麻支店南側にあります民家駐車場の一部を想定し、来年の3月まで6か月分を計上させていただいております。よろしくお願いいたします。

続きまして、2つ目のご質問です。磐城認定こども園給食調理・配送等業務委託の債務負担行為についてでございます。どのような業務内容かというお問い合わせであったかと思っております。現在、磐城認定こども園内におきまして、来年度からの磐城第1保育所との統合に向けて、調理室を整備しております。来年3月上旬には完成する見込みとなっております。完成後の施設を令和6年度以降運営していくに当たり、自園調理により、安心・安全な給食を安定し

て継続的に提供する体制を維持していくため、磐城認定こども園の給食調理・配送等の業務を民間企業に業務委託したいと考えております。このたびは令和6年度、4月から業務をスムーズに開始するため、令和5年度中に業者選定が行えるよう、債務負担行為の設定をお願いするものです。期間は令和6年度から令和8年度まで、限度額は7,200万円と考えております。よろしく願いいたします。

川村委員長 吉村委員。

吉村委員 承知しました。土地借り上げの場所と期間については承知いたしました。警備員の配置など安全対策について、どのようにされているのかについて、これについてお伺いをしたいと思います。

それから、あと、磐城認定こども園給食調理・配送等業務委託につきましては、まず直営でなくて業務委託、民間に頼まれるということですが、その理由について伺いたいのが1点と、あと、それから業務委託期間が令和8年度と、3年間と比較的短くなっていますが、その理由についてお伺いをしたいと思います。

川村委員長 西川課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川です。

まず、警備員の配置についてでございます。工事車両の出入りの際に駐車場内を利用することから、西側の市道に面した出入口に交通誘導員を配置し、場内の安全を確保しております。駐車場の中では交通誘導員が車両につきながら、また資材搬入の多い日には交通誘導員を追加配備するなど、駐車場を利用される方に事故のないよう細心の注意を払っております。

2つ目のご質問でございます。現在、磐城認定こども園におきましては、学校給食センターからの給食が配膳されており、また磐城第1保育所におきましては、自園にて調理した給食を提供しておりますが、保育所においては調理員の安定確保が課題となっております。

現在、公立保育所・磐城認定こども園には10名の調理員が勤務しております。勤務されている方の体調不良等により、令和4年度中は3名の方が辞職され、令和5年度になってからも2名の方が辞職されました。その都度、欠員を募集しながら、欠員を補っている状況ではございますが、応募される方がいない状況が続くと、栄養士、時には保育士がそのカバーに入ることとなり、本来の業務に影響が見られております。

現在も、今年の6月下旬ではございますが、欠員の募集をかけておる状況ですが、応募がない状況で、ぎりぎりの状態で運営しておるような状況が続きながら、調理員の急な体調不良等により複数の方がお休みになるというような状況になりますと、給食の提供ができないというような状況も想定されます。

こうした退職に伴う職員募集を行っているものの、雇用情勢が厳しく、必要な補充を補うことが困難であることから、事業者の強みを生かし、調理員の急な代替配置等にも柔軟に対応し、安定して継続的に給食を提供する体制を整えたいとのことから、民間委託をお願いしたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

なぜ3年かということが漏れておりました。

業務委託期間を令和8年度までとしたことにつきましては、学校給食センターにおいては

既に業務委託されておりますが、公立保育所・磐城認定こども園においては初めての試みとなります。物価や人件費の高騰もあり、受託する側の見通しが立ちやすいような配慮を考えました。また、当市が直営・委託それぞれのメリット・デメリットを検証する期間を設けることや、単年ではなかなか費用対効果が出にくいということを想定し、令和8年度までが適当と判断したところです。よろしく願いいたします。

川村委員長 吉村委員。

吉村委員 磐城認定こども園の工事期間中、これは安全第一で、これをよろしく願いをしたいと思います。また、今、給食調理員不足というのが大きな問題になっているかと思えます。これにつきましても、今回民間にということはそれが原因であるというふうなこと、承知いたしました。調理員の不足というのは、葛城市にとどまらずに、もう全国的にも労働条件とか、それから人口減少、高齢化とか、それから雇用単価の上昇などから現場での人手不足が深刻化しているというふうに聞いております。そういう意味から業務委託への流れというのはこれは致し方ないかなというふうに思われますが、直近では学校への食事提供ができなくなったというニュースもありました。業者選定におかれましては、委託期間や内容、物価、それから人件費の高騰についても研究を重ねていただきまして、今し方期間についてもそれで3年というふうなことをおっしゃいましたが、また安心・安全な給食を安定的に継続的に提供できる体制を維持できますように、その辺りよろしく強くお願いをしておきたいと思います。以上です。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

奥本委員。

奥本委員 関連で今の駐車場の件で、これは要望だけなので、検討をお願いできたらなということです。今現状、こども未来課のほうでのJAならけん当麻支店の南側、駐車場を確保していただいて、3月末までということなんですけども、3月以降のところでもし可能であれば、これ、磐城小学校の教員用駐車場として活用できないかということをやっと検討だけいただきたい。というのは、今現状、磐城小学校の教員駐車場が非常に手狭なんです。だから、校庭の中はもう先生の車でいっぱいになって、これ、もし万が一火災とかの避難のときに邪魔にならへんのかというぐらいいっぱいなんです。あんだけのもともと人数、マンモス校になってきて、子どもの数も多い、先生の数も多いというところで、もう校庭がぎっちり詰まっている状況なんです。だから、ちょっとそこら辺すけてやれたらなと思いますので、これはもう検討としてお願いしときますので、1回その空いた後、活用をもしできるのであれば、1回考えてみてください。もう検討だけなので。

川村委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 駐車場の件でお聞きしたいんですけども、ちょっと手狭になったからほかに借りるということなんですけど、よう分からんのが、何で手狭になったんですかね。手狭になりましたって言われても、何でってなって、今までどうしてたんというのものもあるし、ちょっとその辺の説明がなかったの。教育長、何か。

(発言する者あり)

杉本副委員長 だから、細かく言うてもろうたら。

川村委員長 内容的にもう一回確認ということで。

西川こども未来課長。

西川こども未来課長 まず、手狭になった原因でございます。まず、今現在ある駐車場につきましては、現在学童保育所の職員、それから児童館の職員、磐城認定こども園の職員が駐車場を使用させていただいております。現在、工事が始まった中で、その駐車場の一角に工事現場事務所を少し設けておまして、車両の進入路も確保するような状況になっております。また、その現場に来られる現場の方々の中等もありまして、実際には配備員、交通誘導員がついておりますので、車両の出入りがあるときには交通誘導員が人払いをしながら、中に入ってくるような状況で、危険はないというふうには考えておりますが、ただ、今ある車の台数が更に少なくなれば、中を利用される保護者の方々の安全をより確保できるというふうに考えておりますので、一部の職員の駐車場を借り上げた駐車場に移動できればというふうな思いから、この予算計上となっております。よろしく願いいたします。

川村委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 その工事が始まったら、手狭になってというのが分かったから借りるということですね。最初から分かんかったけど、今分かってきたということでもいいんですかね。その辺が僕、分からなかったんですよ。分かりますか。最初から分かってたら借りてたわけじゃないですか。今、急に必要になったから借りるということでもよろしいんですね。

川村委員長 阿古市長。

阿古市長 今回の駐車場を借りるというのは、明らかに工事が始まることについての車の移動なんです。しかしながら、磐城認定こども園につきましては、来年から本格的に磐城第1保育所のお子様をお預かりすることになります。保育所の子どものご家庭というのは車で送迎をほぼされる方が多いと、割と遠くから来られる方もおられますので。それを考えますと、今現状の駐車場では、かなり広くはしたんですよ、配置をいろいろ考えながらしたんですけども、学童保育所や児童館や、それと今現在の磐城認定こども園の仕様の中で可能な面積だったのかな。ですので、当然足らなくなるという予測をしております。ですので、今回の予算につきましては、明らかに工事の期間中の足らなくなる分の駐車場なんですけども、これは継続的に駐車場の確保を更にする必要があると認識をしております。

まず、今回の補正予算につきましては、そういう考え方下の予算でございますが、施設という考え方におきまして、またその立地条件におきましては、これからはそういう考え方で進んで今現在もおるといところでございます。

以上でございます。

川村委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 磐城認定こども園のときに駐車場の問題は僕らもちょっと懸念してて、今市長がおっしゃったとおりで、僕、何が言いたかったかというと、ここを借りれんのやったらもうずっと借りて、送り迎えもできるようにしてくださいと最後に言おうと思ったんですけども、それも頭に入れていただいているので、以上としときます。ありがとうございます。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 吉村委員の質問の関連で、もう一つのほうになりますけれども、債務負担行為に関わるところで、4ページ、磐城認定こども園給食調理・配送等業務委託ということで、期間は令和6年度から令和8年度まで3年間ということで債務負担行為を行うと。これは厚生文教常任委員会でもかなり突っ込んだ議論もしておりますので、私も大方、民間委託、今現在は公立保育所が直営でやってるわけですが、民間委託をせざるを得ないという理由等、また3年を区切って、3年後には直営かあるいはこれが民間委託でどうだったか、もう一回検証するというので5年を3年にするとか、非常に慎重に検討していただいているということ、これは非常に感謝を申し上げたいと思っております。

その上で、これからこれ、予算を認めるに当たっては、民間委託になりますので、当然入札等、仕様書等を含めて作られて行われると思うんですが、その際私がちょっと懸念しておりますことを質問したいんです。

1つは雇用の継続性ということで、今、全て会計年度任用職員の方が公立保育所は調理員としてされてるということですが、この方との雇用の継続性について、仕様書等で民間事業者等に求めることができるのかどうか、これが1つです。

それから2つ目は、最近ニュースで給食大手の給食業者が倒産するというので大変なニュースになりましたけれども、その業者の問題点の1つに外国人実習生というんですか、雇ってその間でのトラブルが裁判等になっていたと。先ほど、吉村委員もおっしゃったように、今非常に人材確保が大変だということで、行政が直営でやった場合にも大変だと。だけど、比較的大手であれば内部の中で人員を回すことができるし、休暇等も含めてちゃんと代替ができるという考え方で今回民間事業者にとということなんですが、民間事業者自身も実はそういうことで大変な業者もあるのかなど。奈良県の状況はどうか分かりませんが、例えばそういうことになると、給食調理における安全性という点で、外国人実習生を扱った業務が全てどうというわけじゃないんですけど、いろんな事例もありますので、そこら辺どのように安全性を担保するのか、業者に対する選定の在り方、これについてどうお考えなのか、少しお聞きしたいと思います。

川村委員長 西川こども未来課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川でございます。

まず、最初にご質問いただきました雇用の継続についてのご質問でございます。先ほど、説明の中でもちょっとさせていただきましたが、各園におきましては、今現在、調理員の不足状態が続いておる状況ですので、仮にご希望されるようでしたら、そちらのところの配置替え等で対応したいと。また、例えば業者委託先に就職を希望されるようであれば、そちらも含めて、業者のほうとは調整させていただきたいというふうに考えております。今のところは、今おられる方が辞めていただくことがないような形での業務を考えております。

2つ目のご質問についてでございます。昨今の物価高騰、人件費等の上昇によりまして、なかなか各業者においても厳しい状況が続いておるといのは、最近出てきたニュースの以

前よりも各業者からも聞いておりましたので、入札方法につきましては、価格だけで決まることのないように、プロポーザルのような方式を今現在検討しております。そのような形で、業者の経営状態が価格だけで決められてしまうことのないような配慮をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

川村委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。この入札についても、非常に慎重に検討されてるということをお伺いしました。ありがとうございます。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 質疑がないようでございますので、歳出の3款、4款の質疑を終結いたします。

ここで職員の入替えを行います。

休憩しましょうか。そしたら、約10分。午前11時5分から再開いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時52分

再 開 午前11時05分

川村委員長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、歳出の9款とその歳出に関連する歳入の部分及び英語教育講師派遣業務委託と学校施設LED化ESCO事業委託についての債務負担行為補正の部分についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 4ページの債務負担行為補正についてお伺いします。学校施設LED化ESCO事業委託のところ、補正ということで変更が行われてます。この理由についてお聞かせください。

川村委員長 教育総務課、葛本課長。

葛本教育総務課長 教育総務課の葛本です。

それでは資料のほうを準備させていただきましたので、資料のほうを配付させていただいてよろしいでしょうか。

川村委員長 では、資料の配付をお願いいたします。

(資料配付)

川村委員長 皆さん、資料のほうはお手元にありますか。

それでは、説明のほう、お願いいたします。

葛本教育総務課長 資料のほう、お手元に行ったと思いますが、今回ESCO事業によりまして学校施設の照明設備についてLED化を行い、温室効果ガスの排出量の削減を図ろうということで、こちらにつきましては葛城市のゼロカーボンシティ宣言、また葛城市地球温暖化対策実行計画に沿った温室効果ガス排出量の削減のための取組の1つとして、また照明設備のLED化が進んでおりません学校施設の環境改善のための取組として、学校施設の照明設備のLED

ED化をESCO事業により実施しようとするものでございます。資料の左側に当初予算の内容、右側に補正の内容をお示ししております。

まず、今回の照明設備のLED化におけますESCO事業は、対象設備に係る電力使用量の削減効果が保障されるもので、使用状況や電気料金単価に変動がなければ、市の負担に合った電気料金の削減効果が得られることを前提とした事業となっております。当初予算では、事業費を単年度に集中させず、平準化する方法に着目して検討しておりましたので、ESCO事業の中でも、初期導入費用を含めた事業全体をリースと同様に事業期間内に平準化して負担いたしますシェアード・セイビングス契約による実施を考えておりました。その時点で今後電気料金の高騰も予想されたことがありまして、電気料金の減額効果が見込まれたことから、契約期間は長期になりますが、単年度に事業費の負担が集中せず、期間中の対象設備のメンテナンス費用も含まれることから、有効な方法であると考えておりました。

事業実施に向けて検証していく中で、電気料金の単価が当初予算作成時の想定を大きく下回っており、机上計算では電気料金の減額効果が十分に得られず、シェアード・セイビングス契約が成立しないことから、同じESCO事業の中のもう一つの方法でありますギャランティード・セイビングス契約での実施について検討を行いました。ギャランティード・セイビングス契約では、市が初期導入費用を初年度に一括して負担する必要がありますが、令和5年4月に創設されました地方債の脱炭素化推進事業債が今回事業の初期導入費用に対して起債可能であることが確認できましたので、これを活用いたしまして初期導入費用を一括負担することで、シェアード・セイビングス契約に比べ、事業の期間を短く、事業費を低くすることができますので、有利な方法といたしましてギャランティード・セイビングス契約での実施を進めたく、変更をお願いしたいというものでございます。よろしく願いいたします。

川村委員長 谷原委員。

谷原委員 契約方式を変えることで経費を削減できると。その大きな理由は初期費用について市が負担すると。だから、その負担分のリース契約と同様、業者のその分の金利を市が事業費の初期費用を負担することで下げることができるということだろうと思うんですが、私、この表でもう一つよく分からないからあれなんですけれども、事業期間が片一方が14年で、総事業費がどう出てます、当初予算ですね。右側の補正予算では事業期間が4年で、総事業費が幾らと出ているんです。これだけを見ますと、片一方は14年間で総事業費が1億8,200万円と。ほんで、右側の片や事業期間が4年で、総事業費は1億4,500万円と。これはだから初期費用を負担してるからこういう数値になっていると思うんですが、双方に14年間での比較はないんですか。言っていること、分かりますか。普通は10年を5年に短くすると、普通は長いほうが負担が低くなるということは当然なんです、契約方法が変わるから有利なんだということなんです、これを例えば次の5年、また5年間で切るわけやから、次5年また同じ方式でやったとして、10年で比べないと事業効果がどの程度あるか分からないので、この表だとちょっとよく分からないんです。10年を比べた場合の事業効果の差がどこにあるのかというのをお聞きします。

川村委員長 葛本課長。

葛本教育総務課長 教育総務課の葛本です。

ただいまのお問合せなんですけれども、事業自体は照明器具のLED化ということで、この1回限りの事業になりまして、当初費用負担を含めて、リース的な形状を取ってシェアード・セイビングス契約であれば14年間かかると。それを市が負担することで4年間の契約金額になるということです。あとの整備された照明器具につきましては、その器具が潰れるまではずっと使えますので、それ以降のギャランティード・セイビングス契約でということのそれ以降の期間というのは特にないんですけれども、質問と食い違ったら申し訳ございません。

川村委員長 この表の見方というか、そういうところかですね。

谷原委員。

谷原委員 左側の当初予算のほうは事業期間14年で、総事業費が1億8,200万円となっております。

これは、初期導入費用も相手方が持ってもらってのことだから、全てそのことも含めてこれだけかかるというのは分かるんです。ところが、この補正予算のほうは最初の4年間、特に初期費用の導入のときはお金がかかります。これは市が負担だから。だけど、維持管理についてはここにあるように165万円なんですけど、私の素人考えなんですけれども、これが5年間、つまり補正予算のほうの初期導入費用を除いた右側の維持管理・効果検証・諸経費、165万円の5年間分が次の5年になるのかと。そうすればトータルとしたらなるほど多少安くなるのかなという感じが分かるんですが、だから10年の比較でどうかということを出していただかないと、どちらが経費が削減できてるかよく分からないので、その数字を出してくださいということをお願いしています。

川村委員長 この事業期間の解釈の仕方について説明しないとあかんの違うかな。事業期間という、その部分の解釈の仕方がちょっと違ってると思うんですけど、ちょっとその説明を。

谷原委員 違うのはいいんですよ。違ったら、違ったらなりで、10年間でこの契約やったら何ぼ。左側は出てるんだけど、右側のほうも5年で切られてるから、これは10年……。

(「それで終わりなんですか」の声あり)

川村委員長 いいえ、そうじゃないんですよ。これで4年でできるんですよ。だから、そういう解釈なんです。だから、もう一回。谷原委員は同じように期間がかかってって思うてはるんだと思うんですが、これは右側は4年間でこの事業ができるという解釈なんです。その説明をもうちょっと詳しく。

葛本課長。

葛本教育総務課長 ちょっと期間的なことを申し上げたら分かりやすいのかなと思うんですけども、シェアード・セイビングス契約に関してはもうご理解いただけてるところで、ギャランティード・セイビングス契約に関しましては、事業期間4年間、そのうちまず初年度に初期導入費を一括して負担させていただきます。それ以降、この行った事業の効果検証の期間が必要になりますので、これが3年間、年間55万円で見えております。この3年分といたしますが、維持管理・効果検証・諸経費に上がっております165万円という形になっております

て、この4年間でこの事業は完了するという形になります。

(「それ以降の維持管理をどうするのか」の声あり)

葛本教育総務課長 この以降の維持管理という部分につきましては、もう照明器具を通常メンテナンスしてる形にはなりまして、およそ導入してから15年間、ほぼLEDであればメンテナンスは必要ないのかなというふうに考えております。

川村委員長 谷原委員。

谷原委員 分かりました。つまり、最初の5年間導入して、後の5年間はここにある諸経費はかからないということですので、ここの表にあるとおりの金額で減額ができるというのでこちらの方法を選ぶと。よく分かりました。

その上でご意見だけ申し上げたいと思います。要はこの間LED化を進めてきました。ほかもLED化を進めております。その際、やはり有利な方法を探ってぜひいただきたいと思うんですが、もう既に導入されたところもあるわけですが、私はリースでいくのか、起債でいくのか、この平準化の考え方なんです。私としては、リースというのは金利が乗るわけですから、この左側の方法のように基本的には業者が全額負担して、それをリースで金利を掛けて平準化していくと。

しかし、行政の場合は起債を行うことで平準化するというのがこれまでの考え方です。例えば学校を建てるときでも、単年度で大きなお金がかかると。でも、起債をすることによって20年間返していくことで平準化すると。そうすれば、そのときも金利は発生しますけれども、一般的に私はリースの金利よりも低くなるのではないかと考えてるんですね。

だから、この間、リース契約、リース契約、平準化ということですけども、私はどうも私個人としては納得がいかないところがありまして、これはリースがいいのか、あるいは起債によってやるほうがいいのかということも含めた検討を今後お願いします。これは質問はもう終わってますので、これはほかの分野でもそうだと思うんです。リースで全てやっていくのか、起債でやって平準化するのか、どちらが有利かということも含めた検討をぜひお願いしたいと思います。

以上です。

川村委員長 答弁したほうがいいんじゃないのかな、今の解釈。

(発言する者あり)

谷原委員 そうですね。これは、だから、今回の場合は起債が見つかったからこれでやるということなので、それは分かります。だから、今私が述べたのは最後は一般論で述べましたので、今回のことについて異論があるわけではないです。説明どおりにちゃんと有利な起債が見つかったからということで、起債の平準化ということもおっしゃっていただいておりますので、これは了解であります。

以上です。

川村委員長 よろしいですね。今回説明されましたからね。

ほかに質疑はありませんか。

杉本副委員長。

杉本副委員長 少しだけ。今いただいた資料に、中には温室効果ガス排出量の削減を図りますとあるんですけども、これが目的であると思うんですけども、これを導入することで、どれぐらいのというのは、どれぐらいの温室効果ガスが削減されるとか、そういうのはスコアとしては持ってはるんですかね。

川村委員長 葛本課長。

葛本教育総務課長 教育総務課の葛本です。

今回、このLED化に伴いまして、年間になりますけれども、今回、温室効果ガスとしては二酸化炭素の削減になります。約102トンの効果を見込んでおります。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

西川委員。

西川委員 そしたら、このESCO事業の件なんですけども、これ、4年間に短縮されて、今度工事を実施されていくということなんですけど、これ、前やったら14年間やから、結構長いスパンでどこをやっつけていこう、どこをやっつけていこうというところを計画的に毎年度決めていけたんかもしれないですけど、これ、夏休み期間に、違うんですかね。そういう意味じゃないんですか。これは一応、小学校、中学校、幼稚園ってやっつけていきますやんか。それというのは、どこの場所をいうたら順番にやっつけていくとかいうのは、そういうのは何もあれ。そこのほんなら説明をよろしくお願いします。

それと、9款なんですけど、観光施設災害復旧事業というところで、工事請負費ですね。二上山の登山道という、これ、恐らく雨での倒木か災害でのことやと思うんですけど、これの工事の内容を教えていただけたらと思います。

川村委員長 葛本教育総務課長。

葛本教育総務課長 教育総務課の葛本です。

それでは、最初のESCO事業での工事の順番ですか、場所についてですけども、これにつきましては、中学校、小学校、幼稚園、全て一斉に行わさせていただきますので、令和6年度、夏休みを中心に一斉にLED化事業を済ませようと考えております。

川村委員長 竹内商工観光プロモーション課長。

竹内商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課、竹内です。よろしくお願いいたします。

二上山登山道の災害の概要でございます。6月2日の大雨によりまして、二上山登山道の加守・雄岳ルート及び祐泉寺・馬の背ルートの2コースにて土砂崩れ等の災害が発生いたしました。6月2日の大雨の後すぐに登山道の始点・終点に通行止めの看板を提示してございまして、現在も通行止めを継続しております。登山道の損傷が激しく、登山客にとって危険なため補修工事を行わせていただきます。

工事内容としましては、加守・雄岳ルートのほうは延長が10メートルほどになってございまして、法面と道路の補修となっております。それから、祐泉寺・馬の背ルートのほうでございまして、こちらは延長が20メートルほどで、こちらでも法面の崩落、それと道路の補修、それから陥没、雨でえぐれているところがございますので、そちらの埋立てが4立方メートル

ほどということでございます。

以上です。

川村委員長 西川委員。

西川委員 ESCO事業のほうは僕がちょっと勘違いで、これ、財源のいうたらことだけで、工事したらもう夏休み、これは令和6年度にもうやられるということですね、一斉にね。分かりました。これについては、本当にこの表で見させてもらったら、総事業費でいうても4,000万円ぐらい安くなるという。ほんで、有利な起債も見つかったと。交付金措置もできるということで、いいんじゃないかなというところでございます。

それとこの登山道なんですけど、これって工事期間というか、どれぐらいかかるもんなんかというのと、今からまた紅葉シーズンとかでハイカーとか訪れる方もまた増えてくると思うんですけど、どれぐらいを見越してはるのかということですね。それを教えてもらえますか。

川村委員長 竹内課長。

竹内商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課、竹内です。

工事期間なんですけれども、まず台風とかの期間が過ぎた後の、秋からの11月ぐらいからの工事を予定しております。期間なんですけれども、車とかが入れない場所になりますので、全てが人力となってきますので、2か月ぐらいを予定しておるところでございます。

川村委員長 西川委員。

西川委員 そうか、11月頃からになるんですね、今回予算をやったとしても。なるべくやっぱりそれ、早く登山道を使えるようになったほうがいいかなと思うんですけども。これ、先ほど奥本委員からも森林環境税の使い道の話があったと思うんですけど、僕もこれずっと森林環境譲与税と森林環境税について、使い道ですよ。結構農林課のほうに話してるんですけど、これってやっぱりそういう危ない箇所とか、例えばここを葛城市が力を入れていく場所というところ、地番図って今順番に多分やっていってはあると思うんですよ。いうたら、例えば左からずーっとこうやっていくとか。じゃなくて、例えば當麻だったら當麻はほとんどできてるんですか、今はあると思うんですけど、今度は何か目的を持って、例えばここから先やらんなあかんというところとかを先に作っていくということを僕は提案してたんです。いうたら、登山道とかしかりですよ、例えばね。その辺とか、勝手道も全部。そやから、そういうところを重点的に葛城市として、ここにやっぱり山に力を入れていって、登山に例えばダイヤモンドトレールとか、そういうところから先に進めていくとか、そういうことをもっと考えていったほうがええのと違うかなとは僕はずっと提案させてもろうてる。

ほんで、地域林政アドバイザーとか制度があるんです。それというのも、多分なかなか専門でそういうふうな形で専門的なことというのを分かる方ってなかなかおらへんと思うので、そういう地域林政アドバイザー制度というのがありますので、それっていうたら交付税で多分7割ぐらい戻ってくるんですよ。その人を例えば雇用したりとかしたらね。だから、そういうことも頭に入れて、森林環境税とか、今からまだ年間900万円ぐらいずっとまた入ってくると思うんですわ、葛城市にはね。そういうのをちゃんと目的を持った形でつくっていく、

そういうのをちゃんとつくっていくというのをしていってもらったほうが、例えば登山道、こういうふうな危ないところやったら先にやっていると、森林環境税を使ってね。そやから、そういうことを今後考えていってもらいたいと思う。業務的にやるんじゃなくて、きっちりとそういう観光にもつながることでもあるし、そういうことを要望とさせていただきたいなと思います。

以上です。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

杉本副委員長。

杉本副委員長 今の災害復旧費のことなんですが、6月2日の雨で崩れて、工事が始まるのが11月で、ほんで2か月ぐらいとおっしゃいましたっけね。1月ということはもう結構長い間で、この災害復旧もっと何か早くやる方法ってないのかなって素朴な疑問。6月2日の雨って、今もう9月じゃないですか。11月に始まって、災害復旧やねんから、もっと早くやる方法はないかなと思ったんですけど、単費やしね、これもまた。その辺の見解、お願いできますか。

川村委員長 竹内課長。

竹内商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課、竹内です。

もう少し早くできなかったかというところなんですけれども、6月2日に発生して以降にも台風が何件か発生しております。今後も台風が発生するシーズンでございますので、それが終わった後に復旧させていこうということで、台風による大雨でまた土砂崩れが更に起こる可能性が高いということで、秋以降のときにさせていただこうと考えていたところでございます。

それと、災害の補助金の利用の検討をしたりとか、それから交付金等の検討もしましたけれども、事業採択の順番等を待たなければいけないとか、そういったことがございましたので、今回単費での修復ということで、秋にさせていただくことに決定いたしました。

以上でございます。

川村委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 了解いたします。なるほどでした。ありがとうございます。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 質疑がないようですので、これで一般会計補正予算に対する質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第66号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第66号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで、職員の入替えを行いますので、少しですが暫時休憩をいたします。再開は午前11時40分からスタートいたします。

休 憩 午前11時32分

再 開 午前11時40分

川村委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議第67号、令和5年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議決についてを議題といたします。本案につき提案者の内容説明を求めます。

前村市民生活部長。

前村市民生活部長 市民生活部の前村でございます。よろしくお願いいたします。

議第67号、令和5年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回補正をお願いいたしますのは、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が、本年7月20日公布、令和6年1月から施行予定でございます。これに伴い、子育て世帯の負担軽減と次世代育成支援等の観点から、国民健康保険被保険者の産前・産後期間の国民健康保険税の均等割及び所得割を免除することになります。そのために必要となる国民健康保険システム改修費の追加をお願いするものでございます。なお、条例改正は12月議会にお願い申し上げる予定でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、補正予算書の1ページをお願いします。第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ266万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億2,566万2,000円とするものでございます。

3枚おめくりいただき、事項別明細書の4ページをお願いします。下の2、歳出から申し上げます。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費として、12節委託料におきまして、国民健康保険システム改修委託料266万2,000円の追加でございます。

次に、上の歳入でございます。5款繰入金、1項他会計繰入金、1目1節一般会計繰入金におきまして、266万2,000円の追加でございます。

以上、ご審議よろしくお願いいたします。

川村委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

吉村委員。

吉村委員 1点だけ、素朴な疑問をお伺いいたします。4ページの1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の、今説明いただいたこれ1個だけですが、国民健康保険システム改修委託料ということで、今回の補正は子育て世帯の、今部長おっしゃったみたいに、負担軽減と次世代の育成支援ということで、国民健康保険の被保険者の産前・産後期間の保険税均等割と所

得割を免除するというそのためのシステムの改修費ということなのですが、この歳出で266万2,000円の財源が、歳入のほうを見ましたら、これ、一般財源ということになってまして、一般会計の繰入金となってございます。まず、その理由を聞きたい。これはいわゆる国とか県の補助とかではないんですね。これに伴う条例改正が、今の説明では12月議会のときに行うというふうなことでしたので、そのためのシステム改修という形になってくると思うんですが、そうなってくるとシステム改修の今後のスケジュール、それをお伺いしておきたいのと、それからあと、これ、今、一般財源なのですが、法令に基づくもんだらうと思いますので、国からの補助金の交付予定とかいうものがもしお分かりでしたらお教えいただけたらというふうに思います。

川村委員長 増井保険課長。

増井保険課長 保険課の増井でございます。よろしくお願いいたします。

まず、システム改修費用の財源ですけれども、この財源につきましては、当初地方交付税措置が行われるということでございましたので、一般会計からの繰入金ということで予算計上させていただいております。ところがですが、5月に入って、この経費については国の特別調整交付金により財政支援をする予定だという通知のほうが届いております、そうなりますと、歳入につきましては12月に再度補正をさせていただくというふうに考えております。

それから、システム改修のスケジュールでございますけれども、この制度の施行が令和6年1月からでございますので、システムの改修については年内に終えたいと考えております。以上です。

川村委員長 吉村委員。

吉村委員 よく分かりました。12月補正でまた上がってくるということ承知しました。また、令和6年の1月からということなので、それまでにシステム改修はされるということで理解いたしました。

川村委員長 ほかに質疑はありますか。

谷原委員。

谷原委員 これは財政上の考え方でよく分からないのでお聞きしたいんですけれども、歳入で説明のところにありますように、職員給与費等繰入金ということで、歳入にこの266万2,000円を入れると。その歳入でもって歳出の先ほど来あります国民健康保険システム改修委託料に充てると。ちょっとここがよく分からないんです。費目が変わると。さきの一般会計補正予算でもそういうのがあったんですが、これは非常に分かりやすいので、私も財政上の考え方としてどういうことでこういうことができるのかちょっと分かりませんので、教えていただけたらと思いますが。

川村委員長 増井保険課長。

増井保険課長 保険課、増井でございます。

歳入のところに職員給与費等繰入金というのがございます。システム改修費等の関係が分かりにくいかなと思うんですけれども、職員給与費等繰入金といいますのは、歳出にあります総務費とあと共同事業拠出金の財源となるもので、これは国民健康保険事業の運営に要する

事務費に相当するものでございます。ですので、システム改修は国保事業の運営に関わるものですので、この職員給与費等繰入金としております。

川村委員長 谷原委員。

谷原委員 了解しました。全く款項を超えてやってるわけではないということですね。分かりました。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 質疑がないようですので質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第67号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第67号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第68号、令和5年度葛城市介護保険特別会計補正予算(第1号)の議決についてを議題といたします。

本案につき提案者の内容説明を求めます。

森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 保健福祉部の森井でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま上程となっております議第68号、令和5年度葛城市介護保険特別会計補正予算(第1号)につきましてご説明申し上げます。

お手元の補正予算書1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正でございます。保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,269万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億8,129万1,000円とするものでございます。

事項別明細書の歳出よりご説明申し上げます。5ページのほうをお願いいたします。保険事業勘定の歳出でございます。4款基金積立金、1項基金費、1目介護給付費準備基金積立金、24節積立金で、7,186万2,000円の追加でございます。5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金、22節償還金利子及び割引料で、1億82万9,000円の追加でございます。

次に、保険事業勘定の歳入についてご説明申し上げます。4ページのほうをお願いいたします。4款1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、2節過年度分で、121万1,000円の追加交付でございます。7款繰入金、1項一般会計繰入金、5目1節低所得者保険料軽減繰入金では329万3,000円で、令和4年度分の人数確定に伴う追加でございます。8款繰越金、

1項1目1節繰越金では、1億6,818万7,000円の追加でございます。これは令和4年度から令和5年度へ繰り越される分で、歳出の基金積立金と還付金に充当しております。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いたします。

川村委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 5ページになります。歳出のところになりますけれども、ここで4款の基金積立金及び5款の諸支出金ということですが、毎年この歳入のところ、前ページ、4ページのところで前年度の繰越金が出るので、その繰越金を1つは基金に充てる。基金で積み上げる。もう一つは償還金で償還をしていくと。これ、何か決まりがあるのか。ルールというか、つまり、繰越金については、前年度もこういう形でやられてるので、例えば半分をこれに充てて、半分をこうしてるというふうなことで、そういうことでやっておられるのかどうなのか、それを1つお聞きします。

その上で、積立金に積み立てるということですが、この積立てについては、積立てやない、繰越金のほうからいきましょう。繰越金については、これは第8期の2年目ですよね。第8期の2年目ですが、予想としてこういうふうな予想でちゃんといけているかどうか。だから、最終年度は多分赤字になってくるということになると思うんですが、繰越しができないというようになると思うんですが、その見通しとの関係でこれだけのこの、繰越金のほうで聞いたほうがよかったですかね。4ページの繰越金、1億6,800万円ほど繰越金が出てるけど、この見通しが予想どおりなのかということについて2番目にお伺いします。

3番目ですが、この準備基金の残高がこれでどうなるのかということについて伺います。

川村委員長 森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 保健福祉部の森井でございます。

ただいま質問いただきました3つのうちの最初の、こういったルールがあるのかということでございます。まず、基本的には毎年繰越しする分というのは、もし基金を崩してる場合でしたら、国からもらってる分が多過ぎる分を償還金として返さなあきませんので、その分を繰り越すだけという形で、その分だけを繰り越して翌年9月に精算するという形を取らせていただいております。今回の場合は、基金を積み立てる部分というのは、要は計画よりも多かった場合についての分がありましたので、その2つを繰り越して今回やらせていただいているという流れになります。それでよろしいですかね。

それともう一つ、繰り越して第8期2年目ということでございます。通常、介護保険のほうは皆様3年間を計画させていただいております。谷原委員のほうから今ご説明いただきましたのは、3年間で3年間順番に毎年一定額上がっていく。2期目ということは、通常でしたら全く取崩ししない、ほんで3年目は1年目の分をそのまま浮いた分を3年目でいってちょうど平均になるのではないかというご指摘だと思います。今回、第8期につきましては、

1億4,000万円を切り崩す形、基金を崩す形を取る予定でございましたので、この2期目につきましては、一部ぎりぎりのところの線になる、もしくは繰り越すことがないと想定しておりましたが、皆様もご存じのとおり、新型コロナウイルスの影響を受けまして、事業所のほうの給付のほうが伸びておりません。そういった意味で、想定以上の基金が積めてるという状況になっております。そういった意味では計画どおりにはいっておりませんので、給付費の大体9割ぐらいで進んでいる状況でございます。

あと、その結果、こういった形で基金が残ってるかということでございますが、その点につきましては、課長のほうから説明させていただきます。

川村委員長 田中介護保険課長。

田中介護保険課長 介護保険課の田中でございます。よろしくお願いたします。

令和4年度末における基金残高は3億6,217万5,921円です。先ほど部長が申し上げておりましたように、令和4年度においては基金を取り崩す予定でしたが、新型コロナウイルスの影響で給付が伸びなかったことによって、基金を積み上げたものです。もし令和5年度も取崩しがなければ、今回補正させていただく金額を積み上げまして、基金残高は4億3,413万57円になる見込みです。この準備基金につきましては、令和6年・令和7年・令和8年の次期第9期計画期間においても歳入として繰入れて、保険料軽減に活用するつもりでございます。

以上でございます。

川村委員長 谷原委員。

谷原委員 よく分かりました。理解として、繰越金が出た場合は国への償還金を優先すると。それで余れば基金に積み立てていくと。今期の場合は繰越しが多くなったのは、介護保険受給者の利用がコロナで少なかったから保険給付が少なく、繰越金がたくさん出たので基金に積み上げると。分かりました。ありがとうございます。

川村委員長 ほかに質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第68号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第68号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、最後に議第69号、令和5年度葛城市水道事業会計補正予算（第1号）の議決についてを議題といたします。

本案につき提案者の内容説明を求めます。

井邑上下水道部長。

井邑上下水道部長 おはようございます。上下水道部、井邑でございます。どうぞよろしくお願いたします。

ただいま議題となりました議第69号、令和5年度葛城市水道事業会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。今回の補正内容は、住宅開発等における区画数の減少等により、過年度に収納した前納分の水道給水分担金等を還付するため、過年度損益修正損の追加を行うものでございます。

それでは、補正予算書1ページをお願いいたします。第2条、収益的収入及び支出におきまして、支出の部、1款水道事業費用、3項特別損失で108万9,000円を追加し、水道事業費用の総額を7億7,704万1,000円とするものでございます。なお、収入の補正はございません。

詳細につきまして、収入支出の見積基礎におきまして、ご説明いたします。10ページをお願いいたします。1款水道事業費用、3項特別損失、3目1節過年度損益修正損で、108万9,000円の追加でございます。

以上、簡単ではございますが、説明といたします。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

川村委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 10ページ、ただいまご説明がありましたけど、もう少し詳しい説明が願えたらと思います。過年度損益修正損、過年度水道給水分担金等還付金額不足による増額とありますが、これ、どういうものなのか、ご説明をお願いします。

川村委員長 福森水道課長。

福森水道課長 水道課、福森です。どうぞよろしくお願いたします。ただいまの谷原委員のご質問にお答えさせていただきます。

先ほども部長が説明しましたように、住宅開発に伴い、開発業者等から水道給水分担金、それからメーターボックス代金、それから設計及び竣工検査手数料を工事着手前に前納をしてもらっておりましたが、過年度の分で住宅開発の区画数の変更、要するに区画数の減少が生じた際には差額を還付しております。今年度は8月までに3件の還付があり、今後3件の決定と、あと2件の見込みで、今後5件の見込みで、補正額として1件当たり21万7,800円掛ける5件分として、108万9,000円の補正をするものでなっております。

以上でございます。

川村委員長 谷原委員。

谷原委員 これは住宅開発を葛城市は盛んに行われていますけれども、この補正は年に1回この時期に今後の見通しを立ててやるのか、その時々で補正が出てくるものなのか、そこについてお

聞かせください。

川村委員長 福森水道課長。

福森水道課長 水道課、福森です。ただいまの谷原委員のご質問にお答えさせていただきます。

過年度におきましても、令和4年度にも還付はありましたんですけども、それ以前の4年間につきましては、ほぼそういう過年度に修正損の還付がございませんでした。今回、今年度につきましては、3件の還付、新たに5件分の補正ということになりましたので、対策といたしまして、今まででしたら前納制で各勘定科目ということで給水分担金、それから材料売却収益、それから手数料ごとに受取書进行处理していましたが、今後の対応といたしましては、住宅開発につきましては、工事着手前に一旦前受金という形で各種の工事分担金、メーターボックス、竣工検査手数料の合計額を一旦前受金として受け取り、その後メーターを取付けた時点で工事分担金、それからメーターボックス竣工検査手数料を各勘定科目に振り替えることに6月のほうから変更しておりますので、今そういう形にさせていただいておりますので、今年度につきまして、今後そういう形で出た場合には過年度修正損はなしで、前受金という形で対応はさせていただきます。

以上でございます。

川村委員長 谷原委員。

谷原委員 前納制ということで、いろんな種類の前納制があると思うんですけども、今ここで出てくる損失の分については、今後は前納制ということよりも、メーターを取り付けるときに今ここにある、今、幾つかおっしゃいましたけども、それに係る費用についてはそのときに納めてもらうので、今後こういう補正についてはないということなのか、私もよく分からなかったもので、もう一回整理してお願いします。

川村委員長 ちょっと詳細な説明をお願いします。

井邑水道部長。

井邑上下水道部長 上下水道部、井邑でございます。

課長の答弁と重複するところもございましてけれども、今まででしたら過年度損益修正損に対して予算不足を生じるということにはなかったんですけども、今回に限りましては、早々と予算額をオーバーする見込みが出てまいりましたので、このタイミングで補正させていただいております。ですので、まず毎年度このタイミングでやっているわけではなくって、必要に応じてやっているところでございます。それと去年までは収納したときに給水分担金の調定伝票を発行しまして、その時点で予算執行という形を取ってたんですけども、今後こういうことも出てくるであろうというところで、一旦、営業前受金として処理いたしまして、メーターを出庫したときに調定伝票を発行するというシステムに変えましたので、過年度の損益修正損という形では今後はあんまり出てこないのかなと考えておりますということです。

以上です。

川村委員長 奥本委員。

奥本委員 確認だけしときたいんですけども、住宅開発の戸数に変更になった、減少したというところですけども、まず減少したのがどっちかというのを知りたいんです。1つが販売予定区画

が売れんかって減少したのか、あるいは販売区画の面積を拡大したがために当初の着工予定数よりも減ったのか、これ、どちらか教えてください。

川村委員長 井邑上下水道部長。

井邑上下水道部長 確かに区画数が減少した、例えば10区画を予定したものが9区画分になったりということはよくあるんですけども、その原因が売れ残りであるのか、それとも住宅地を求められた方が2区画を求められたかというのは、ちょっと当方では把握しておりません。

川村委員長 奥本委員。

奥本委員 今、人口が増えていってるということは、やっぱり葛城市に住みたいという方が増えてるということで、よりよい環境を求められたから区画がもっと広い区画でということで、当初2区画の予定が1つになったというのが多いんじゃないかと思います。その辺、まだはっきり把握されてないということですよ。その辺りをできたら知りたいなというところなので、もし何か分かるようであれば、また調べたらまた情報をください。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 質疑ないので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 ないのであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 討論ないので、討論を終結いたします。

これより議第69号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第69号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査が全て終了いたしました。

ここで委員外議員からの発言の申出があれば許可をいたします。ありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 ないのでございますので、委員外議員からの発言を終結いたします。

皆様、午前中かかりまして、予算特別委員会の慎重審議、ありがとうございました。新しい事業等の提案がございましたので、市民の皆様にも直結するいろんな事業でございまして。議員の皆様もいろいろとその辺りを理解いたしまして、また市民の皆様のご意見などもしっかり聞いて、今後を見守っていただきたいというふうに思いますので、どうぞよろしく願いいたします。理事者の皆様もどうぞよろしく願いいたします。

これもちまして、予算特別委員会を閉会いたします。

閉 会 午後0時09分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

予算特別委員会委員長

川村 優子